

2021年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民事訴訟法・刑事訴訟法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の3、6～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民事訴訟法

【事例】

Xは、地方都市でスーパーマーケットを営んでいるが、近くで大規模な養鶏業を営んでいる従兄のYから、鶏舎の設備を全面的に新しくするので、その資金の一部を援助して欲しい旨の依頼を受けた。Xは、Yがあまり信用できない人物であるとかねてより思っていたが、親戚の間柄であることや双方の両親が仲が良いことなどを考えて、貸金額2000万円、無利子、返済期限2年の約定で、Yに資金を貸し付けた。

【設問】

以下の各問について民事訴訟法の観点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1 Xは、それから1か月も経たない頃から、Yが引き起こした子供の頃からのさまざまなトラブルが思い出され、安易に貸付けに応じたことを後悔するようになった。そこで、返済期限はまだ2年弱の先のことだが、今の時点でYに対して訴えを提起し、期限到来後の支払いを命じる判決を、あらかじめ得ておきたいと考えるようになった。そのような訴えは認められるか。また、XがYを被告として、貸金債権の存在を確認する訴えを提起することはどうか。

問2 2年が経過して返済期限が到来したが、Yは、一向に2000万円を返済しようとしなない。そこで、Xは、裁判を通じて回収を図ることにしたが、一度に全額を請求するのは気の毒なので、2000万円の債権の一部として500万円の支払いを求める訴えを提起した。裁判所は、「2000万円は、借りたのではなく、貰ったものだ」とするYの主張を認め、Xの請求を棄却した。この判決の確定後、Xは、残額の1500万円を訴訟によって回収することができるか。

刑事訴訟法

次の【事例】を読み、後の【設問】に答えなさい。なお、解答は、問いの順序に従い、かつ、問いの番号を明記して記載しなさい。なお、各問の末尾に括弧書きで記載されている使用行数についての指示には必ず従いなさい。

【事例】

被告人 X は、Y と共謀の上、某月10日午前 8 時30分頃から10時頃までの間、東京都港区所在の甲大学の研究室棟に無断で立ち入り、たまたま施錠されていなかった研究室に侵入し、甲大学の備品であるパソコン 1 台を窃取したとして、建造物侵入と窃盗の罪で逮捕された。

X は、司法警察職員乙による取調べを受け、①「Y に話を持ちかけられて犯行に及んだ。甲大学に行くのはそのときが初めてだった。パソコンは東京都品川区内の丙電器店で中古品として 2 万円で買い取ってもらい、その代金は Y と折半した。」と供述した（その供述は調書に録取された）。

そこで、乙らが丙電器店を訪ねて捜査したところ、② 丙電器店備付けの買取台帳、丙電器店で X が身分証明書として提示した運転免許証の番号の控え、丙電器店の防犯カメラの映像などによって、X が被害品のパソコンを同月12日に同店に持ち込み換金した事実が確認された。また、③ 前記研究室のドアノブや室内から採取された複数の指紋の中には Y のそれが含まれていたが、X の指紋は検出されなかった（以上の趣旨の警察本部鑑識課作成の報告書がある）。そして、甲大学は警察に④ 被害届を提出している。ただし、乙らの懸命の捜査にもかかわらず Y の所在は不明のままであった。

検察官は所要の捜査を経て、X が逮捕された際の被疑事実と同じ公訴事実で X を起訴した。ところが、⑤ X は、第 1 回公判期日において、「自分は窃盗には一切関わっていない。Y に中古パソコンの換金処分を頼まれて謝礼として代金の半分をもらっただけである。そのパソコンは Y 自身のものだと思い込んでいた。盗品だとは知る由もなかった。」と主張し、弁護人も同じ意見であると述べた。

【設問】

- 1 白[・]白[・]の補強法則について定める条文を、手元の六法に掲載されている範囲で挙げなさい。なお、その条文が項・号まで分かれている場合には、それぞれ項・号まで明記しなければ正答とはならないものとする。（行数=1行）

2 他の証拠と比較した場合の自白の特質を踏まえつつ、補強法則の趣旨について簡潔に説明しなさい。

(行数=最大5行まで)

3 問1及び2に対する答えを前提として、下線部①の供述と下線部②③④の各証拠だけをもとにXを建造物侵入・窃盗の公訴事実で有罪とすることができるかについて述べなさい。ただし、下線部②③④の証拠の証明力については検討しなくてよい。また、伝聞法則についても考えなくてよい。なお、本問は、証明十分であるか否か(つまり、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の証明が尽くされているか否か)を問うものではない。(行数=制限なし。ただし、解答用紙の所定欄に収まる限度にしなさい)

4 公判の進行に伴い、検察官は、下線部⑤のXの主張のとおり、建造物侵入・窃盗へのXの関与を裁判所が否定する可能性があると判断したとする。ただし、検察官は、XがYの依頼を受けて被害品のパソコンを丙電器店に持ち込んで換金した事実は確かであり、しかも、当該パソコンが盗品であるとは知らなかったというXの弁解は虚偽だと考えている。この場合に検察官がとるべき措置について説明しなさい。

(行数=制限なし。ただし、解答用紙の所定欄に収まる限度にしなさい)

